

平成17年2月24日
役員会議決
平成19年10月25日一部改正
平成20年3月25日一部改正
平成21年3月26日一部改正
平成29年3月30日一部改正

東京大学特任専門員及び特任専門職員の雇用に関する取扱要項

(目的)

第1 この要項は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第20号。以下「特定有期就業規則」という。）第19条及び第23条又は東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第35号。以下「特定短時間有期就業規則」という。）第17条及び第20条に定める特任専門員及び特任専門職員の雇用に関し、特定有期就業規則第2条及び特定短時間有期就業規則第2条の規定に基づき、必要な事項について定めることを目的とする。

(雇用の要件)

第2 特任専門員又は特任専門職員を雇用する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 特任専門員又は特任専門職員を雇用するにあたっては、当該雇用が適切かつ計画的に実施されるものであること。
- (2) 特任専門員を雇用する場合は、採用予定者について高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有していることが客観的に認められるものであること。
- (3) 特任専門職員を雇用する場合は、採用予定者について専門的な知識経験又は優れた識見を有していることが客観的に認められるものであること。
- (4) 特任専門員又は特任専門職員の募集が、原則として2週間以上の募集期間を定めて公募により行われていること。この場合において、本学で雇用されている者の応募を妨げるものでないことに留意すること。
- (5) 特任専門員又は特任専門職員の給与は、国家公務員や民間企業の従業員の給与、職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮すること。
- (6) 特定有期就業規則第27条により定年年齢を超えて雇用する場合は、あらかじめ役員会の承認を得る必要があること。

(本部における雇用手続き)

第3 本部の組織（東京大学基本組織規則第13条及び第18条の規定に基づく本部事務組織及び室等をいう。以下同じ。）において特任専門員又は特任専門職員を雇用する場合は、次に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1) 別紙様式1「特任専門員・特任専門職員雇用枠届出書」を本部人事給与課に届け出ることにより特任専門員又は特任専門職員の雇用枠を設定すること。
- (2) 届出を行った本部の組織は、本部人事給与課において「特任専門員・特任専門職員雇用枠届出書」が受け付けられた後に公募を開始すること。
- (3) 採用予定者が決定した場合は、別紙様式2「特任専門員・特任専門職員選考完了報告書」を本部人事給与課に提出すること。

(報告)

第4 本部人事給与課は、「特任専門員・特任専門職員選考完了報告書」について、前年度の実績を毎年4月の役員懇談会に報告するものとする。

(適用の特例)

第5 特段の事情によりこの要項により難しい場合については、役員会の決定に基づき別の取扱いができるものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年10月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。なお、実施日前に行われた実施日以降に雇用する者にかかる手続きは、改正後の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施し、同日以降に雇用する者に適用する。
- 2 実施日前に行われた実施日以降に雇用する者にかかる手続きは、改正後の規定に基づき行われたものとみなす。
- 3 平成30年3月31日までの間、当該特任専門員又は特任専門職員を雇用するための財源に運営費交付金が含まれる場合の改正後の第3の雇用手続きについては、従前の例に従い役員会の承認を得なければならない。
- 4 東京大学特任専門員及び特任専門職員の契約期間の取扱いについて（平成19年10月25日役員会決定）及び本部等における特任専門員及び特任専門職員の雇用に関する内規（平成21年3月26日役員会決定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。